

綾瀬市教育活動振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立小中学校における特性を生かした学校づくりや主体的な研究・研修にかかる教育活動を推進し、教員の指導力向上及び児童生徒の学力向上に向けた活動の充実又は振興発展を図ることを目的に綾瀬市教育活動振興補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の種類)

第2条 補助金の交付に当たっては、補助事業の目的又は性質等に従い、次に掲げる区分により、事業ごとの補助の種類（以下「補助種類」という。）を定めることができる。

- (1) 事業実施に係る経費のうち、予算の範囲内で定額で交付するものを定額配分とする。
- (2) 事業実施に係る経費を上限とし、予算の範囲内で按分交付するものを事業費配分とする。

(対象事業等)

第3条 補助金は、次に掲げる事業を対象とし、対象事業の名称、内容、対象経費、補助種類及び補助金額等は、別表に定める。

- (1) 教員の指導力向上又は児童生徒の学力向上にかかるもの
- (2) 特性を生かした学校の運営にかかるもの
- (3) その他教育委員会が活動の充実又は振興発展に必要と認めたもの

2 補助金を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、綾瀬市立小中学校とし、前項第1号に掲げる事業にあつては、あらかじめ教育委員会が定める手続きにより指定を受けた補助事業者とする。

(補助金の交付申請書)

第4条 補助事業者が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等に係る事業計画書（第2号様式）又はこれに代る書類
- (2) 補助事業等に係る収支予算書（第3号様式）又はこれに代る書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条に定める申請があつたときは、補助種類ごとに補助事業の特性・規模等を勘案して、予算の範囲内において補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）に決定通知書の写しその他の指定された書類を添付して請求しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げのできる期日は、決定通知書を受け取った日から起算して15日を経過する日までとする。

(補助金の実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助金実績報告書(第6号様式)に補助事業等に係る事業実績書兼評価書(第7号様式)及び収支決算書(第8号様式)を添付して、事業完了の日から30日以内又は補助金交付を受けた会計年度終了後の4月末日までに提出しなければならない。

(現金及び経理書類等)

第8条 補助金にかかる現金の保管は、預金口座による管理等最も安全かつ効果的な方法によるものとし、出納にあたっては、出納簿又はこれに代わる書類をもって、管理する。

2 市長は、補助金の保管又は経理の状況等について、必要と認めたときは、関係書類の提出を求め、又は関係職員から必要な指示を与えることができる。

3 補助事業は、補助金の執行、現金の保管及び出納簿等の経理に関係する書類について交付を受けた年度の末日の翌日から起算して5年間保存する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付、経理等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行により、「綾瀬市指定・課題研究校推進補助金交付要綱」、「綾瀬市指定・課題研究校推進補助金における経理事務取扱要領」、「綾瀬市魅力ある学校づくり推進事業補助金交付要綱」及び「綾瀬市教育指導研究会補助金交付要綱」は廃止されたものとみなし、これらにかかる取扱を定めた従前の通知等は、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	対象事業の名称	対象事業の内容	対象経費	補助 類型	補助金額 (算定基礎)
にかか るもの 教員の指導力向上又は児童生徒の学力向上	指定研究推進事業	指定された学校が単独で又は共同して特定の分野又は課題について、相互連携の実践や共通理解のもとに、専門的な調査研究を行うことで、教員の指導力や児童生徒の学力向上に資する。	事業実施に要する経費	定額配分	指定校1校につき 172,500円
	教育課題研究事業	授業改善に向けた実践的研究を行うことで、教員の指導力及び児童生徒の学力の向上を図る。			指定校1校につき 77,500円
	授業改善研究充実事業	指定された学校が単独で又は共同して特定の分野又は課題について、相互連携の実践や共通理解のもとに、専門的な調査研究を行うことで、教員の指導力や児童生徒の学力向上に資する。			指定校1校につき 160,000円
るもの 特性を生かした学校経営にかか	魅力ある学校づくり事業	学校経営の方針、地域特性を活用して、児童生徒の学習・学校生活への関心を高めるとともに、地域に開かれた学校づくりを行うことで、学校と地域の活動連携及び地域教育力の向上を図る。	事業実施に要する経費	事業費配分	申請校1校につき 100,000円を基本額とし、申請があった事業費を限度として、事業費の割合に応じて配分する。
興上必要と認められたもの その他教育委員会が教育活動の振	教育研究団体等活動支援事業	自主的な教育研究活動を行う組織又は団体の事業（関係の組織又は団体等に加盟する経費を含む。）に財政的・技術的な援助を行うことで、活動の継続と活性化を図る。	事業実施に要する経費	事業費配分	申請された事業費を上限とする。

年度補助金等交付申請書

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 住 所
学校名
学校長名 印

年度において次の事業（事務）を行いたいので、補助金の交付を願いたく綾瀬市補助金等にかかる予算の執行に関する規則第4条の規定により申請します。

（事業、事務の名称） 綾瀬市教育活動振興補助金	（交付申請額） 円
	（算出の基礎）
（事業、事務の目的及び内容） 別添のとおり	
（事業、事務の使途） 別添のとおり	
（事業、事務の財源内訳） 別添のとおり	
（添付書類） (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 上記以外の指定書類	

年 月 日

年度補助金交付決定通知書

綾瀬市立 学校
様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました 年度教育活動振興補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金額 円

【決定金額の内訳】

単位:円

事業区分	交付申請額	交付決定額
指定研究推進事業		
教育課題研究事業		
授業改善研究充実事業		
魅力ある学校づくり事業		
教育研究団体等活動支援事業		

- 2 補助条件 (1) 補助事業の計画内容等を変更しようとする場合は、速やかに補助金事務主管課(教育指導課)と協議すること。
(2) 申請の目的以外に使用しないこと。

年度補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 住 所
 学校名
 学校長名 印

年 月 日付けで交付決定のありました次の事業にかかる補助金につき、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第11条の規定により請求します。

1 補助事業等の名称	綾瀬市教育活動振興補助金		
2 補助金等の名称	綾瀬市教育活動振興補助金		
3 補助金等の交付決定通知額	円		
4 既交付額	円		
5 今回交付請求額	円		
6 未交付額 (不 用 額)	0円 (0円)		
7 添付書類	(1) 交付決定通知書の写 (2) (3) (4)		
8 口座	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名	支店名	支店
	預金種目	口座番号	

年度補助金実績報告書

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 住 所
学校名
学校長名

印

年 月 日付で補助金等の交付決定を受けた補助事業の実績を綾瀬市補助金等にかかる予算の執行に関する規則第12条の規定により報告します。

補助事業等の名称及び施行場所	綾瀬市教育活動振興補助金 綾瀬市立 学校
補助金等の名称	綾瀬市教育活動振興補助金
補助金額	別添のとおり
着手年月日	
完了年月日	
添付書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 事業評価書 (4) 上記以外の指定書類

年度事業計画書

綾瀬市立

学校

区分	指定研究又は教育課題研究事業	授業改善研究充実事業	魅力ある学校づくり事業	教育研究団体等活動支援事業
事業の目的 又は目標 (具体的な 到達点や状 態)				
事業の内容 (簡潔に)				

※事業ごとの計画書等補足する書類がある場合は、添付すること。（事業の日程、実施要領など）

年度事業実績書兼事業評価書

綾瀬市立

学校

区分	指定研究又は教育課題研究事業	授業改善研究充実事業	魅力ある学校づくり事業	教育研究団体等活動支援事業
事業の実績 (具体的に 簡潔に)				
成果と課題 (事業計画 に対する到達度)	1) 成果評価の方法 2) 評価の結果	1) 成果評価の方法 2) 評価の結果	1) 成果評価の方法 2) 評価の結果	1) 成果評価の方法 2) 評価の結果

※事業ごとの実績及び評価の方法、結果を補足する書類があれば添付すること。（アンケート集計など）

年度収支予算書

1 収入 綾瀬市立 学校 (単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比 較 (A - B)	説 明
分 担 金 等				
補 助 金 等				
市補助金				
他団体等収入金				
繰 越 金				
諸収入（雑入）				
計				

2 支出 (単位 円)

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比 較 (A - B)	説 明
管理費				
事 業 費				指定研究推進事業 教育課題研究事業 授業改善研究充実事業 魅力ある学校づくり事業 教育研究団体等活動支援事業
報償費				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
修繕料				
役務費				
委託料				
使用料等				
補助金・負担金等				
積立金				
計				

- ※ 補助対象経費は、事業実施に必要な経費とし、上記の「事業費」の範囲であること。
- ※ 飲食（会議賄い、会食）や事業に関係しない儀礼交際費、個人所有となる文具品類などは管理費で計上する。
- ※ 積立金には、その年度の補助金を充てての計上はできません。
- ※ 予備費は計上しない。

【留意事項】

- (1) 「科目の名称」、「科目の区分」、「増減」又は「合計」等の各欄における表記・計数（計算）に誤り（記載漏れ、誤記など）がないこと
- (2) 「前年度予算額」は、前年度申請書における予算額であって、収支決算（精算）書の「予算額」も同額であること。
- (3) 収支決算（精算）書の剰余金（収入総額と支出総額の差額）を明示すること。
- (4) (3)の剰余金は、翌年度の申請書における収支予算書の「繰越金」に同額であること。したがって、交付を受けた年度中に生じた預金利子等の収入で、執行残となったものは、すべて剰余金の一部として、「翌年度への繰越金」に計上すること。
- (5) 予算額を超えての執行は、原則として他の科目（経費）からの流用（予算異動）等手続きを経て行うこと。

年度収支決算書

1 収入 綾瀬市立 学校 単位 円)

科 目	当初予算額 (C)	増減 (D-C)	予算現額 (D)	決算額 (E)	比 較 (D - E)	説 明
分 担 金 等						
補 助 金 等						
市補助金						
他団体等収入金						
繰 越 金						
諸収入（雑入）						
計						

2 支出 (単位 円)

科 目	当初予算額 (C)	流用補正 (D-C)	予算現額 (D)	決算額 (E)	比 較 (D - E)	説 明
管理費						
事 業 費						指定研究推進事業 教育課題研究事業 授業改善研究充実事業 魅力ある学校づくり事業 教育研究団体等活動支援事業
報償費						
旅費						
消耗品費						
印刷製本費						
修繕料						
役務費						
委託料						
使用料等						
補助金・負担金等						
積立金						
計						

年 月 日

収入支出差引残額

円は、次年度に繰り越しとします。

会計経理担当者

職氏名

印

年 月 日

上記の決算について、会計経理書類等を突合した結果、適正であることを認めます。

会計監査担当者

職氏名

印